

## 焼津市告示第198号

令和7年度焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月7日

焼津市長 中野 弘道

### 令和7年度焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

市長は、市内農業者における熱中症対策を図るため、農業者猛暑対策支援事業を実施する農業者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

(1) この要綱において「農業者」とは、令和6年分の確定申告書における農産物販売額（法人にあっては、第4により補助金の交付申請を行う日の直近の決算月に係る事業年度の決算書における農産物販売額）が、50万円以上の者をいう。

(2) この要綱において「農業者猛暑対策支援事業」とは、農業者が、令和7年4月1日以降に自ら熱中症対策を図るために必要な次に掲げる施設、設備等を整備し、改修し、又は導入する事業をいう。

ア エアコン

イ ミストシャワー

ウ シーリングファン

エ スポットクーラー

オ 大型扇風機

カ スプリンクラー

キ 水分補給器

ク 循環扇

ケ 遮光フィルム

コ ファンベスト

サ 建築物等の断熱工事

シ その他市長が特に必要と認めたもの

#### 第3 補助対象経費、補助額等

##### (1) 補助対象経費

補助対象経費は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に支出した農業者猛暑対策支援事業に要する物品の購入費、工事費及び委託費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

##### (2) 補助額

補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度額とする。

#### 第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和8年2月28日まで

(4) その他 補助金の交付は、1人又は1団体につき1回限りとする。

#### 第5 交付の決定

市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から第4の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

#### 第6 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(3) この補助金の交付と補助対象経費を重複して、国又は他の地方公共団体の補助金の交付を受けてはならない。

(4) 導入する設備については、市内で利用すること。

#### 第7 実績報告

第5の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したとき、その翌日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第4号様式）

(2) 提出期限

補助金確定通知書を受領した日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日まで

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。